

《論 說》

ドイツ著作権法における映画製作者の 法的地位の強化

— 著作権契約における権利移転の推定理論 —

三 浦 正 広

【目次】

はじめに

1. 映画製作者の法的地位の強化
 - (1) 趣旨
 - (2) 映画製作者
 - (3) 著作権契約法および EU 情報社会指令による改正
2. 映画製作者への権利移転の推定
 - (1) 先行著作物の著作者との関係
 - (a) 映画化契約に関する UrhG 88 条の目的
 - (b) 現行著作権法制定当初の UrhG 88 条
 - (c) 2002 年著作権契約法による改正
 - (d) 2007 年第 2 次著作権法改正法による改正
 - (2) 映画の著作物の著作者との関係
 - (3) 実演家との関係
 - (a) 著作者の権利と実演家の権利の平準化
 - (b) 実演家の権利の移転の推定
3. 映画製作者の著作隣接権

むすびにかえて

[資料] ドイツ著作権法 第 3 章「映画の著作物に関する特別規定」
(UrhG 88 条～95 条)

はじめに

フランスのルミエール兄弟が発明した映画が、パリのカフェにおいて世界で初めて上映されたのは1895年のことである。その後、映画は、世界各国の著作権法の庇護のもとで、情報技術の進歩とともに、文化および産業の領域における総合芸術として大いなる発展を遂げてきた。ところが、現代の情報社会におけるデジタル・ネットワークの普及、拡大は、従来の映画の法的保護のあり方に大きな影響を与えている。映画の存在形態や利用形態が多様化し、流通の範囲も拡大の一途をたどる一方、映画製作に関与する者の権利意識の高まりとともに、ただでさえ複雑な権利関係がより一層混迷を極めるような状況が現われるに至っている。映画の製作および利用に関する権利関係が複雑なままでは、映画の著作物の利用、流通にとって致命的な障害となることから、世界各国の著作権法では、映画の製作および利用に関するあらゆる権利はすべて「映画製作者」に移転するとするしくみが整えられてきた。とりわけドイツ著作権法（Urheberrechtsgesetz: UrhG）は、「映画の著作物に関する特別規定」（UrhG 88条～95条）を設けることにより、映画の著作物の著作者との関係だけでなく、映画の著作物が依拠する先行著作物の著作者との関係、および映画に出演する実演家との関係においても、権利行使を容易にするために、あらゆる権利が映画製作者に集中するしくみが整備されている（後掲〔資料〕参照）。他方、実演家についても単に著作物を伝達するだけの者として捉えるのではなく、著作物の「創作者（Schöpfer）」（著作者：Urheber）と同様に、著作物に新たな命を吹き込む「創造者（Kreative）」として捉えることで、その権利保護が強調され、著作者の権利と実演家の権利の平準化がすすめられている。1965年現行著作権法制定以来、同意権として構成されていた実演家の財産的利用権（Verwertungsrecht）は、1995年の著作権法改正により、純粋な排他的権利として構成されるようになるなど、

実演家の権利保護が強化されてきた。その後、このような実演家の権利保護の動向に合わせて、2002年の著作権契約法（Urhebervertragsgesetz）および2003年のEU情報社会指令にもとづく第1次著作権法改正および2007年の第2次著作権法改正により、映画の著作物の保護のあり方が大きく変容する。

本稿は、「映画の著作物に関する特別規定」について、著作権契約法およびEU情報社会指令にもとづく著作権法改正に焦点を当てて、映画製作者への権利の集中および実演家の権利の平準化について考察することを目的としている。

わが国の現行著作権法における映画に関する規定は、いわゆる劇場映画の製作および利用を前提として設けられたものであるが、その劇場映画の製作をめぐる環境は時代の移り変わりとともに大きく推移している。さらに、デジタル・ネットワークの普及とともに、その利用形態も多様化するなかで、そうでなくても権利関係が複雑な映画の著作物の法的保護のあり方はその重要性を増幅させている。また、映画の製作にあたり、わが国ではいわゆる製作委員会方式を採用する傾向が増加している。「製作委員会方式」もその形態や内容は多様であり、ひとまとめにして議論することは適切とはいえないが、製作費用の投資を容易にし、そのリスクを分散させるという利点は認められるものの、権利関係の複雑化は否定できない。これに対して、EU指令にもとづいて国内法を整備しているEU加盟国では、映画の著作物の円滑な流通を促進するという観点から、「映画製作者」への権利の集中化が図られている。

以上のような問題意識から、本稿は、映画製作者が映画の製作および利用に関連する権利者との間で締結する契約において適用される、ドイツ著作権法の権利移転の推定理論に焦点を当て、映画の著作物の保護の法的枠組みについて分析し検討を加えることによって、わが国における映画の著作物の保護のあり方について考察し、示唆を得ようと試みるものである。これらの考察は、映画の製作実態や流通過程、および法制度が異なるわが

国の議論にも大いなる示唆が得られるものと考ええる。

1. 映画製作者の法的地位の強化

(1) 趣旨

現行ドイツ著作権法（Urheberrechtsgesetz 1965：UrhG）には、「映画（Film）」について定義規定がないだけでなく、映画の著作物の著作者についても定義規定がおかれていない。したがって、創作者主義にもとづき、映画の著作物を創作した者あるいは創作的に寄与した者が著作者ということになり、著作者はだれかという問題は、個々の著作物ごとに判断される⁽¹⁾。現行著作権法により保護を受ける著作物は、文芸、学術および美術の領域に属する著作物であり（UrhG 1条）、人格的かつ精神的な創作物であるとされ（UrhG 2条2項）、「映画の著作物（Filmwerke）」は、保護される著作物のひとつとして例示されているにすぎない（UrhG 2条1項6号）。ただ、映画と動画は区別され、著作物性を有する映画は「映画の著作物」、著作物性のない映画は「動画（Laufbilder）」として保護されている（UrhG 95条参照）。とりわけ映画の著作物の典型である劇場映画は、その製作において監督、カメラマン、編集者など多数の製作スタッフや実演家に関与する総合芸術著作物として認識されるようになるとともに、その製作には、多額の費用が投じられ、場合によっては莫大な利益を生み出すことから、著作物としての芸術的な側面に加えて、経済的、産業的側面も重視される⁽²⁾。

このような映画の著作物の特殊性に対応するために、ドイツ著作権法は第3章として「映画の著作物に関する特別規定」（UrhG 88条～95条）を設けて、他の著作物とは異なる趣旨で映画の著作物を保護している。映画製作のために必要な多額の資金の調達を可能とし、製作された映画を最大限に効果的に利用するためには、複雑な権利関係を調整し、映画製作に関するあらゆる権利を映画製作者（Filmhersteller）に集中させることが必

要とされる。

これらの特別規定の趣旨は、映画製作者がその投下費用の回収を妨げられることなく、経済的評価が確保されるべきであるという基本的な思想にもとづくものであるとされ⁽³⁾、このことは、映画製作に関する一切の権利を映画製作者に集中させることで実現される。すなわち、映画の著作物に関連する著作物の著作者およびその他の権利者の排他的権利より優位な地位を映画製作者に保障するによって、映画の経済的利用を容易にする⁽⁴⁾。著作者や実演家との関係における契約上の地位を強化することによって、その優越的な地位を確保することを目的としている。とりわけ UrhG 88 条、89 条および 92 条は、契約内容について紛争が生じた場合には、契約の解釈によってこれを回避することを目的とするものであり⁽⁵⁾、その適用領域は「映画」および「映画化 (Verfilmen)」という概念によって包摂されている。

ドイツ著作権法では、著作権契約において権利の移転や譲渡が行なわれる場合、その範囲は契約の目的によって定まるものであり、契約で明示された範囲に限定して、その利用権限が利用者に移転または譲渡されるとする目的譲渡論 (Zweckübertragungstheorie) が採用されている⁽⁶⁾。著作権契約において、疑いがあるときは、当該利用権は、契約の目的に必要な範囲に限定して移転するにすぎないとされ、利用に関する著作権法上の権利は、可能なかぎり著作者のもとに留まるとするドイツ著作権法の基本原理である⁽⁷⁾ (UrhG 31 条 5 項)。

ところが、映画の著作物に関するこれらの特別規定は、映画の製作や利用に関する契約において、疑わしいときは、あらゆる権利が映画製作者に移転するものと推定されることになっている。これらの規定は、目的譲渡論の例外として、映画製作者への契約による権利移転の範囲について定めるものであり、映画の著作物に対する関与の方法により分類されている。映画の著作物の円滑な利用、流通の促進を目的として、映画の製作および利用に関する権利を映画製作者に集中させるために必要な契約を大きく 3

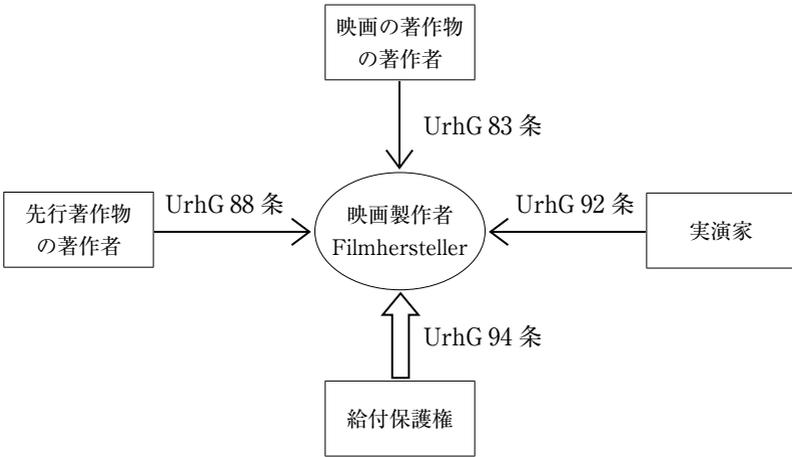
つの類型に分類して規定している。それぞれの契約規定には、契約内容に「疑いがあるときは (im Zweifel)」、映画製作者への権利移転の推定に関する規定が含まれている。まず、①映画製作の前提となる原作や脚本などの先行著作物の著作者と映画製作者の間の映画化契約において、疑いがあるときは、映画の製作および利用に必要な翻案などの改変を加えて先行著作物を利用する排他的権利、およびその映画の著作物やその翻訳・翻案をあらゆる利用方法により利用する排他的権利を映画製作者に移転するものと推定される (映画化権: Recht zur Verfilmung)。それは、あくまで当該映画の製作を担保することを目的としており、再映画化に関する権利まで含むものではない (UrhG 88 条)。

次に、②映画の著作物の著作者と映画製作者との間の契約において、映画製作に創作的に直接関与する監督、カメラマン、編集者などが、当該映画の著作物の著作者として著作者の権利を取得する場合、その契約内容に疑いがあるときは、映画の著作物およびその翻訳、翻案等によりあらゆる利用方法で利用する排他的権利が映画製作者に移転するものと推定される。ただし、映画の著作物の著作者の権利は、映画製作のために利用される小説、脚本および映画音楽などの先行著作物には影響を与えない (UrhG 89 条)。

そして、③映画に参加する実演家と映画製作者との間で締結される映画参加契約において、疑いがあるときは、映画の著作物の利用について、収録 (固定)、複製、頒布、公の再生および放送により実演を利用する権利が映画製作者に移転するものと推定される (UrhG 92 条)。

これらの契約はいずれも映画の製作および利用のために必要な種々の権利を映画製作者に移転させるものである。基本的には契約自由の原則のもとで、それらの契約内容は当事者の合意によって定まるものであるが、契約内容に「疑いがあるとき」、すなわち契約内容が不明確であったり、当事者間の合意内容が合致していないような場合は、映画製作者に権利が移転したものと推定されることになっている。

さらに、これらの契約によって設定される権利とは別に、映画製作者は固有の権利として、映画の著作物の先行著作物（原著作物）の利用およびその映画の著作物の利用に関する権利を有することになる（UrhG 94 条）。



図表 映画製作者への権利の集中化

(2) 映画製作者

映画の著作物の著作者の権利の帰属について、わが国の著作権法は 16 条および 29 条に特別規定をおき、映画の著作権が帰属する「映画製作者」についても「映画の著作物の製作に発意と責任を有する者」（2 条 1 項 10 号）とする定義づけがなされている。これに対して、ドイツ著作権法は、映画の著作物の「著作者」の場合と同様に、「映画製作者」についても定義規定をおいていない⁽⁸⁾。

ドイツ著作権法における「著作者」とは、わが国の著作権法と同様に「著作物の創作者」である（UrhG 7 条、日本著作権法 2 条 1 項 2 号）。これは、著作物の創作者は自然人であるという創作者主義（Schöpferprinzip）に由来するものであり、ドイツ法ではこの創作者主義の考え方が貫

徹されている⁽⁹⁾。法人等を著作権者であると擬制する、創作者主義の例外規定をおいているわが国の著作権法とは大きく異なる。

「映画製作者」について定義規定をおいているわが国の場合においてさえ、個々の映画の著作物の「映画製作者」を特定することが困難である場合も少なくなく、ましてや「映画製作者 (Filmhersteller)」について具体的な定義規定をおいていないドイツ著作権法 (UrhG) の解釈論として⁽¹⁰⁾、映画の著作物の著作権者および映画製作者を特定することは容易ではない⁽¹¹⁾。「映画製作者」という概念は、UrhG 88 条ないし 94 条の「特別規定」のなかで権利主体としての属性を認識させる概念であり、著作権契約上の概念であると解することができる。その趣旨は、やはりわが国の場合と同様に、映画製作のコストやリスクを考慮し、映画製作者が製作された映画の利用を容易になしうることができるよう、組織的および経済的給付を目的として、レコード製作者および放送事業者の権利に類似する著作隣接権を映画製作者に帰属せしめるものである⁽¹²⁾。映画製作者は、自己の名において、自己の責任において映画製作のために必要な契約を締結することによって、映画製作のために必要な資金を調達し、映画製作に関する人的および物的な準備作業を行ない、映画の製作を統括する。映画製作者の特定については、映画の利用や劇場映画の場合の利用権の移転を受けているかどうかは問題とはならない。映画製作者の概念や資格は、経済的責任および組織的活動を請け負っているかが重要であり、映画製作に参加するすべての者による給付の成果として利用することを目的として映画を製作することが要求される。このような意味において、映画製作者は、事実的に定まるものであって、当事者の主観的なイメージだけで定まるものではない⁽¹³⁾。「映画製作者」の概念は、映画製作者に映画の著作物の利用に関する給付保護権 (Leistungsschutzrecht) を認めている UrhG 94 条の規定との関係において重要な意味をもつ。

(3) 著作者契約法および EU 情報社会指令による改正

デジタル・ネットワーク時代の到来に合わせて、1995年の著作権法改正により実演家の権利保護の充実が図られたことに加え、映画の著作物に関する権利保護の強化が図られることになる。まず、2002年の「著作者および実演家の契約上の地位の強化に関する法律（著作者契約法：Urhebervertragsgesetz）⁽¹⁴⁾」による著作権法改正では、とりわけ先行著作物と映画製作者との関係について規定している UrhG 88 条に関し、両当事者間で締結される映画化契約において移転が推定される権利の範囲が拡大され、映画製作者の権限が強化された。従来、契約内容が不明確である場合に映画製作者に移転すると推定されていた権利は、複製権、頒布権、上映権、放送権、翻訳権および翻案権に限定して規定されていたにすぎなかったが、情報技術の発展とともに多様化した利用形態に対応するために、個々の利用権を例示せず、一般条項的な性質を付与することで、映画製作者に移転する利用権の範囲が拡大された。

さらに、2001年に採択された「情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する 2001年5月22日の欧州議会およびEU理事会指令⁽¹⁵⁾（以下「EU情報社会指令」という。）にもとづく、2007年の第2次著作権法改正法（Zweiter Korb）では⁽¹⁶⁾、未知の利用方法に関する契約を無効であると規定していた UrhG 31条4項が削除され、一定の要件のもとで未知の利用方法に関する契約が有効であると改正されたことを受け（UrhG 31a条）、映画化契約に関しても、映画製作者が移転の推定を受ける権利の範囲は、かつては「あらゆる既知の利用方法」に限定されていたが、UrhG 88条1項の文言が「あらゆる利用方法」と修正され、未知の利用方法も含まれることとなった。

このような大きな改正動向については、次章で詳細に検討することとする。

2. 映画製作者への権利移転の推定

(1) 先行著作物の著作者との関係

(a) 映画化契約に関する UrhG 88 条の目的

映画の著作物の製作や利用を円滑に行うことができるようにするためには、映画化される原作や脚本などの先行著作物（原著物）を利用するために必要な利用権を集中させる必要がある。著作権法上そのような利用権を設定する者は、映画製作者に限定されているわけではないが、慣習的に先行著作物の著作者と映画化契約（Verfilmungsvertrag）を締結する「映画製作者（Filmhersteller）」である場合が通常である⁽¹⁷⁾。映画製作者は、映画製作に関する経済的リスクを負担するとともに、相当の出資金を調達することとなるが、これにより、製作される映画の円滑な利用が可能となり、映画の著作物をめぐる権利関係について法的安定性が維持されることになる。

映画製作者が映画製作のために先行著作物を利用しようとする場合、その著作者から映画製作に必要な利用権の移転を受ける必要があり、さらに映画製作者は、完成した映画の利用に関して、その先行著作物に関する利用権の行使が可能である必要がある。映画化契約に関する UrhG 88 条の規定は、権利の移転に関する規定（UrhG 31 条-44 条）の例外規定であり、著作権契約における目的譲渡論（UrhG 31 条 5 項）を、映画製作者の保護を目的として修正したものであると理解することができる。

(b) 現行著作権法制定当初の UrhG 88 条

「映画の著作物に関する特別規定」が初めて設けられた 1965 年のドイツ現行著作権法 88 条（以下「旧 88 条」）は、次のように規定されていた⁽¹⁸⁾。

第 88 条（旧 88 条）映画化権（Recht zur Verfilmung）

- (1) 著作者が、他人にその著作物の映画化を許諾する場合、疑いがあるときは、次に掲げる排他的利用権の移転を含むものとする。
 1. 著作物に変更を加えず、または映画の著作物の製作のために翻案し、あるいは改変して利用する権利
 2. 映画の著作物を複製する権利および頒布する権利
 3. 特定の映画の著作物の上映について、その映画の著作物を公に上映する権利
 4. 特定の映画の著作物の放送について、その映画の著作物を放送する権利
 5. 翻訳およびその他映画の翻案または同様の範囲内で映画の著作物を改変して利用する権利
- (2) 第1項に規定されている権利は、疑いがあるときは、著作物の再映画化を認めるものではない。著作者は、疑いがあるときは、契約締結の10年経過後にその著作物を映画として利用することが認められる。
- (3) 前項の規定は、70条および71条に規定されている保護権に準用される。

このUrhG 88条の規定は、制定以来、先行著作物とその翻案物の利用に際して、映画製作者が、映画の製作のために移転を受ける必要がある権利について規定している。UrhG 旧88条では、先行著作物の映画化に際して、その著作者と映画製作者との間で締結される映画化契約において、契約内容が不明確である場合に映画製作者に移転される種々の権利が個別具体的に列挙されていた（UrhG 旧88条1項1号～5号）。先行著作物の著作者が、その著作物の映画化について許諾する場合（一次的利用）、先行著作物をそのまま利用し、または翻案、改変して利用する権利（同1号）のほか、製作された映画の著作物の二次的利用に関して、その映画の著作物の複製権および頒布権（同2号）、上映権（同3号）、放送権（同4号）および翻訳権・翻案権（同5号）が映画製作者に移転するものと推定

されていた（UrhG 旧 88 条 1 項）。

UrhG 旧 88 条の規定は、1965 年現行著作権法制定当時の規定であって、アナログ形式のビデオによる利用が広く普及する以前の立法であり、劇場映画またはテレビ映画による典型的な利用方法しか想定されていなかった。すなわち、劇場映画は映画館における上映、テレビ映画についてはテレビ放送による典型的な利用を踏まえて、それぞれ上映権および放送権が規定されていた。それでも、映画の著作物の著作者と映画製作者との間の契約について規定している旧 89 条では、あらゆる既知の利用方法に関する権利の移転が推定されていた。

UrhG 旧 88 条 1 項 1 号の規定は、2002 年改正および 2007 年改正を経て、現行 88 条 1 項の新規定においてもそのまま受け継がれている。同 2 号ないし 4 号の規定は、典型的な利用について必要な利用権が列挙されていた。そのため、この旧 88 条に規定されている映画化権には、映画の製作に関する権利だけではなく、製作された映画の利用に関する複製権および頒布権も含まれていた（同 2 号）。これにより、映画の著作物の利用目的に応じて、必要な複製物の複製および頒布が可能であった。たとえば映画館における上映のための複製や、テレビ放送のための放送局内での複製の場合などである。契約内容が明確ではない場合（「疑わしいとき」）は、その他の目的のための複製は含まれないことになる。さらに、立法者が想定していた劇場映画に関する上映権（同 3 号）、およびテレビ映画に関する放送権（同 4 号）が規定されていた。また、映画の著作物の利用可能性は、著作者との契約目的にしたがって判断されていた。したがって、劇場映画についてはテレビ放送権が留保され、それとは反対に、テレビ映画については上映権が著作者に留保された。当初の契約目的の内容は、映画の利用目的が劇場上映かテレビ放送か、ビデオ複製や頒布による利用が予定されていたかどうか、映画の製作目的、映画のタイトル、著作者など、さまざまな状況における関係当事者による合意の解釈によって判断されることになる⁽¹⁹⁾。

映画の著作物の翻訳または翻案による利用について規定している旧 88 条 1 項 5 号の規定は、文言が修正されて現行規定において維持されている。その場合の翻訳権および翻案権は、疑いがあるときは、映画製作者に移転する利用の範囲に限定して許されていた⁽²⁰⁾。

UrhG 旧 88 条の規定は、先行著作物および映画の著作物の利用について、契約内容に疑いがある場合に限定されていたが、利用権が個別的に列挙されていたために、二次的利用に関する契約による権利移転の解釈については目的譲渡論を考慮する必要があった。したがって、契約の解釈は、目的譲渡論により、とりわけ映画が当初の利用目的にしたがって利用されない場合にその効果を発揮した。たとえば、放送局への「あらゆる放送および上映目的」のための権利の移転には、営利を目的としない範囲における映画の上映に関する権利は含まれず、また、公に上映される映画の貸与権の譲渡には、家庭内使用のような公ではない上映の権利は含まれない。さらに、映画の権利の移転には、テレビ放送による利用は含まれず、テレビ映画の製作契約において、疑いがあるときは、放送権は含まれるが、ビデオ利用権は含まれないと解されていた⁽²¹⁾。

なお、契約締結時における未知の利用方法については、UrhG 31 条 4 項の規定によりその権利が移転しないものとされていた。

(c) 2002 年著作権者契約法による改正

2002 年の著作権者契約法 (Urhebervertragsgesetz) による著作権法改正では⁽²²⁾、UrhG 旧 88 条 1 項の文言は、以下のように大きく修正された⁽²³⁾。

第 88 条 (新 88 条) 映画化権 (Recht zur Verfilmung)

- (1) 著作者が他人にその著作物の映画化を許諾する場合、疑いがあるときは、映画の著作物の製作にあたり、変更を加えず、または翻案あるいは改変して著作物を利用し、そして、その映画の著作物およびその翻訳その他映画の翻案をあらゆる既知の利用方法 (auf alle

bekannten Nutzungsarten) で利用する排他的権利の移転が含まれる。

- (2) 第1項に規定されている権利は、疑いがあるときは、著作物の再映画化を認めるものではない。著作者は、疑いがあるときは、契約締結の10年経過後にその著作物を映画として利用することが認められる。

旧88条1項は、映画製作者に移転する個別の利用権を具体的に規定していたが、新88条1項では、「あらゆる既知の利用方法」について利用権が認められることとなった (UrhG 新88条)。映画の著作物の著作者との関係において、映画製作者に対して、すでにあらゆる既知の利用方法に関する利用権の移転について規定していた UrhG 89条の旧規定 (2007年改正前の規定) と同様の構成が採られることとなった。これにより、情報技術の発達にともなう利用方法の拡大に合わせて、映画製作者の利用権限が強化されたことになる⁽²⁴⁾。

旧88条1項は、先行著作物の一次的利用と、映画の著作物の二次的利用とを区別した形で規定されていたが、新88条1項では、それらの利用を区別することなく、映画製作者は、疑いがあるときは、先行著作物の利用のもとで製作された映画をあらゆる既知の利用方法で利用する権利を取得するものとされた。

2007年の第2次著作権法によって改正されることになる未知の利用方法に関する契約について、元来ドイツ著作権法は、「未知の利用方法を目的とする利用権の移転およびその義務の負担は、無効である」と規定していた (UrhG 31条4項)。それは、著作者保護の観点から、未知の利用方法についての利用権の移転を認めなかった過去の判例理論を条文化したものであった⁽²⁵⁾。しかし、この規定については、諸外国の立法に違いがあるために、とりわけ映画の著作物に関する国際的な利用契約において問題が生じやすいなど⁽²⁶⁾、批判が多かった⁽²⁷⁾。2002年の著作者契約法のプロ

フェッサー草案 (Professorenentwurf) の段階でも、このような批判に配慮して、未知の利用方法に関する利用権の移転契約は無効であるという原則を維持しつつも、利用方法の周知性について定義を置き、契約の締結時において技術的に実現可能であり、かつ当事者双方が経済的意義を有すると認める場合に、その利用方法は周知のものである、とする規定案 (31 条 4 項案) を提案していたが⁽²⁸⁾、その後の政府草案 (Regierungsentwurf) において受け入れられることなく、従前のままの規定が維持されることとなった。

また、旧 88 条 2 項における再映画化に関する規定は、修正されることなく新 88 条 2 項にそのまま引き継がれ、旧 88 条 3 項は削除された。学術著作物に関する規定 (UrhG 70 条) は、実務的に意味のないものとして廃止され、遺作に関する規定 (UrhG 71 条) は、UrhG 71 条 1 項 3 文により UrhG 88 条が準用されることとなる。

(d) 2007 年第 2 次著作権法改正法による改正

EU 情報社会指令⁽²⁹⁾ にもとづく 2007 年の第 2 次著作権法改正法 („Zweiter Korb“) においては⁽³⁰⁾、新 88 条 1 項の「あらゆる既知の利用方法 (auf alle bekannten Nutzungsarten)」のなかの「bekannte (既知の)」という文言が削除され、以下のように、「あらゆる利用方法 (auf alle Nutzungsarten)」(現行 88 条 1 項) に修正された。すなわち、契約の相手方に移転する利用権の対象は、契約締結時においてすでに知られていた (既知の) 利用方法に限定されず、当時はまだ知られていなかった新しい (未知の) 利用方法にも拡大されることになる⁽³¹⁾。

第 88 条 (現行 88 条) 映画化権 (Recht zur Verfilmung)

- (1) 著作者が他人にその著作物の映画化を許諾する場合、疑いがあるときは、映画の著作物の製作にあたり、変更を加えず、または翻案あるいは改変して著作物を利用し、そして、その映画の著作物およ

びその翻訳その他映画の翻案をあらゆる利用方法で（auf alle Nutzungsarten）利用する排他的権利の移転が含まれる。第 31 a 条第 1 項第 3 文、第 4 文および第 2 項ないし第 4 項は適用されない。

- (2) 第 1 項に規定されている権利は、疑いがあるときは、著作物の再映画化を認めるものではない。著作権者は、疑いがあるときは、契約締結の 10 年経過後にその著作物を映画として利用することが認められる。

前述のように、未知の利用方法に関する契約の有効性については、2002 年の著作権契約法におけるプロフェッサー草案の段階で検討されてはいたものの、法改正までには至らなかった。しかしその後 2007 年の第 2 次著作権法改正により⁽³²⁾、未知の利用方法に関する契約を無効であるとしていた UrhG 31 条 4 項の規定を削除する代わりに、未知の利用方法に関する契約についての新たな規定が設けられ、「著作権者が未知の利用方法に関する権利を移転し、または、それにより義務を負う契約は、書面の形式を必要とする。…その場合、著作権者はこの権利の移転または義務を取り消すことができる」と規定された⁽³³⁾（UrhG 31 a 条 1 項⁽³⁴⁾）。すなわち、未知の利用方法に関する契約については⁽³⁵⁾、契約書面の作成を要件とし、著作者にその取消権を認めることによって容認されることとなった⁽³⁶⁾。

この第 2 次著作権法改正により、新 88 条 1 項の解釈規定には、あらゆる既知の映画の利用方法だけでなく、契約締結時における未知の利用方法も含まれることとなる（現行 88 条 1 項）。その趣旨は、これまでの一連の法改正の場合と同様に、情報技術の発達にともなう利用方法の拡大に対応するため、あらゆる映画の利用権を映画製作者に集中させ、未知の利用方法による映画の利用を妨げないようにするものである。UrhG 31 条 4 項の規定による未知の利用方法に関する権利移転の禁止は、新しいメディアにおける映画の著作物の利用を阻害するものと認識されていた。たとえば、映画のビデオによる利用が行なわれるようになったのは 1970 年代以

降のことである。事後にそのような利用のために必要な権利を取得することは現実的には困難であり、すべての関係者について、当該映画の著作権者であるか否かを確認することは費用がかかりすぎて、映画の利用が妨げられ、映画製作者だけではなく、他の著作権者や消費者の利益をも侵害する結果を生じさせることとなるからである⁽³⁷⁾。ただし、未知の利用方法に関する権利の移転については、UrhG 31 a 条に規定されている取消権 (Widerrufsrecht) は適用除外とされている。著作権の権利を制限することによって、映画の著作物の利用の促進が図られている (UrhG 88 条 1 項 2 文)。

(2) 映画の著作物の著作権者との関係

映画の利用の円滑化を図るためには、映画製作に利用される先行著作物の著作権者の権利を映画製作者に移転することに加えて、製作される映画の著作物に関する著作権者の権利を映画製作者に移転することが必要となる。ドイツ著作権法は、映画の著作物の著作権者は、疑わしいときは (im Zweifel)、映画の利用に必要な利用権を映画製作者に移転するとする推定規定をおいている (UrhG 89 条 1 項)。これは、映画の利用の円滑化を図るために、その利用権を映画製作者に集中させることを目的とするものである。この UrhG 89 条の規定は、映画の著作物の製作に参加することを約束しているときに映画製作者に著作権が帰属することを規定しているわが国の著作権法 29 条の規定とその趣旨を同じくする規定であると考えることができるが、その法的構成や内容はまったく異なっている。

UrhG 89 条 1 項は、「映画の製作について参加する義務を負う者は、映画の著作物に関する著作権者の権利を取得する場合、疑いがあるときは、映画の著作物およびその翻訳その他映画の翻案をあらゆる利用方法で利用する排他的権利を映画製作者に移転する。」と規定している。「映画」は、その製作に参加する契約を締結する段階では、著作物性が明確なものとはなっていないことから、「映画」の製作に参加する義務を負う者が、映画

の著作物の著作権者としての権利を取得することになる。また、映画製作者への権利移転の推定は、映画の著作物の製作に参加義務がある場合に限定されない。したがって、包括的な利用権移転の推定の効果は、映画製作者の契約の相手方（映画製作に参加する義務を負う者）が、映画の著作物の著作権者として、その著作権者の権利を取得したときに生じることとなる⁽³⁸⁾。

映画の製作について、先行著作物の著作権者が関与する映画化契約の相手方は、通常は映画製作者ということになるが、著作権法上は「映画製作者」に限定されているわけではない（UrhG 88条）。ところが、映画の著作物の著作権者と契約を締結する主体は「映画製作者」に限定されている（UrhG 89条）。映画製作者は、映画の著作物の著作権者との契約において、疑わしいときは、映画の著作物およびその翻訳その他映画の翻案をあらゆる既知および未知の利用方法により利用する包括的な排他的権利を取得するものと推定される。「映画製作者（Filmhersteller）」とは、前述したとおり、映画について事業的（unternehmerisch）、法的（rechtlich）、または経済的（wirtschaftlich）に責任を負う者であるとされる。映画製作者という概念は、「映画の著作物に関する特別規定」⁽³⁹⁾（ドイツ著作権法（UrhG）第3章）の中心的概念であり、統一的に規定されている⁽⁴⁰⁾。

映画の著作物の著作権者は、このUrhG 89条1項の規定により、映画の著作物への参加の意思表示と同時に、映画製作者に対し、製作される映画の著作物に関するあらゆる既知および未知の利用権の事前譲渡の意思表示をしたものと推定される⁽⁴¹⁾。

権利の移転が推定される利用方法は、UrhG 88条の規定の場合と同様に、かつては「あらゆる既知の利用方法（auf alle bekannten Nutzungsarten）」に限定されていたが、未知の利用方法に関する契約が2007年の第2次著作権法改正によって有効とされたことを受けて、UrhG 89条においても同様の改正が行なわれた⁽⁴²⁾。これにより、映画製作者は、映画の著作物の著作権者との関係で、未知の利用方法に関する利用権の移転の推定をも受けることとなった⁽⁴³⁾。

映画の著作物の著作者は、映画製作者との間の契約により映画製作に参加する義務を負う場合は、目的譲渡論 (Zweckübertragungstheorie) にしたがって、疑わしいときは、契約目的を履行するために必要な範囲で権利が移転される⁽⁴⁴⁾。先行著作物の著作者についても、権利移転の場合には目的譲渡論が適用されることになる。これによれば、先行著作物との関係における利用権の移転については、劇場映画かテレビ映画かという契約当初の目的にしたがうことになり、具体的な利用に関する合意がない場合、テレビ映画を劇場上映する権利は含まれず、同様に劇場映画をテレビ放送する権利も含まれないといった議論がなされている⁽⁴⁵⁾。劇場映画については、テレビ放送による利用権が契約によって譲渡されている場合にだけ、映画製作者はその権限を行使することが可能であった。

映画製作者の契約の相手方には、個々の映画の製作作業に創作的に寄与する映画の著作物の著作者が含まれることになるが、映画製作の場合は創作者主義の例外として、個々の映画の著作物について創作的に寄与する者が著作者 (共同著作者) となる⁽⁴⁶⁾。

UrhG 89 条 1 項の文言では「映画の製作について参加する義務を負う者は、映画の著作物に関する著作者の権利を取得する場合」と規定されているだけであるが、通常は映画の著作物の製作に創作的に寄与する主たる監督 (Hauptregisseur)、編集者 (Schnittner)、音楽監督 (Tonmeister) およびカメラマン (Kameramann) などの著作者 (共同著作者) が該当する⁽⁴⁷⁾。映画の著作者について、ドイツ著作権法にはわが国の著作権法 16 条のような規定は存在せず、創作者主義 (Schöpferprinzip) にしたがって著作物を創作する者が著作者とされる。ただし、EU 保護期間指令により、映画の著作物の保護期間の算定にあたり、著作者を明確にする必要があることから、UrhG 65 条 2 項において、主たる監督、脚本 (Drehbuch) の著作者、台本 (Dialogue) の著作者、映画音楽の作曲家が著作者として例示されている⁽⁴⁸⁾。

映画の著作物の著作者が、第三者に対しすでに利用権を移転していた場

合であっても、その利用権の処分権限は著作者に留保される（UrhG 89 条 2 項）。ただし、当該第三者との関係においては債権的および物権的な法律関係が解消されていることが条件となる⁽⁴⁹⁾。この処分権限は、映画の著作物の著作者が UrhG 89 条 2 項にもとづいてこれを行行使したときに消滅する。映画の著作物の著作者に留保される権限は、UrhG 89 条 1 項に規定されている利用権に限定されるだけでなく、映画製作者にのみ移転することが可能である⁽⁵⁰⁾。当該第三者に対しては、損害賠償義務を負うこととなる⁽⁵¹⁾。

また、映画の著作物の原作や脚本、映画音楽（サウンドトラック）および映画関連商品の著作物などの著作者は、わが国の場合と同様に（日本著作権法 16 条）、映画の著作物の著作者とは区別されている（UrhG 89 条 3 項）。

(3) 実演家との関係

(a) 著作者の権利と実演家の権利の平準化

デジタル・ネットワークの普及による映像および音楽の利用の拡大に合わせて、実演家（ausübende Künstler）の権利保護の機運が高まっているが、ドイツでは、著作権法思想としての「創作者主義」のもと、著作者が創作した著作物との関係において保護されるべき給付（Leistung）を行なう者であるという位置づけから、著作者に準じた保護しか付与されていなかった実演家ではあったが、録音・録画技術の急速な発展、デジタル・ネットワーク時代を迎えた今日、実演家の権利保護のあり方が問われている。そのような時代においてドイツ著作権法は、創作者主義の例外として実演家を保護するのではなく、著作者の権利と実演家の権利の平準化（Angleichung）という観点から、実演家の権利保護の強化を図っている⁽⁵²⁾。著作者の権利と実演家の権利の平準化は、文化芸術の発展における実演家の権利保護の必要性を認識することによって形成された学術思想であるといえる⁽⁵³⁾。

現行ドイツ著作権法において、実演家には、財産的利用権 (Verwertrungsrecht) として⁽⁵⁴⁾、収録 (固定) 権 (UrhG 77 条 1 項)、複製権および頒布権⁽⁵⁵⁾ (UrhG 77 条 2 項)、公衆への利用可能化権⁽⁵⁶⁾ (UrhG 78 条 1 項 1 号)、放送権⁽⁵⁷⁾ (UrhG 78 条 1 項 2 号)、公衆への知覚可能化権 (UrhG 78 条 1 項 3 号)、および実演の利用に関する報酬請求権 (UrhG 78 条 2 項) が付与されている⁽⁵⁸⁾。

収録 (固定) 権 (Aufnahmerecht) は、実演家の実演を録画物または録音物に収録する権利であり⁽⁵⁹⁾、実演が収録された録画物または録音物を複製する権利 (複製権: Vervielfältigungsrecht) とは区別される。現行著作権法制定当初、収録権および複製権は、同意権 (Einwilligungsrecht) として構成されていたにすぎなかったが⁽⁶⁰⁾、1995 年の著作権法改正により⁽⁶¹⁾、複製権および頒布権は純粋な排他的権利であると構成されるようになった⁽⁶²⁾。この法改正前に同意権として構成されていた複製権は、実演家が、映画に参加したり、映画における実演が利用される場合、映画製作者に譲渡されるものとみなされ、また、実演家が、その実演の収録および複製に同意したときは、その同意は、強制的に頒布権の譲渡にも同意したものとみなされていた (UrhG 137 e 条 4 項 3 文)。

その後も、1995 年の TRIPs 協定、および 1996 年の WIPO 実演・レコード条約 (WPPT) により、実演家の権利は著作者の権利との平準化の方向へ向かう⁽⁶³⁾。そして、2002 年の「著作者および実演家の契約上の地位の強化に関する法律⁽⁶⁴⁾」(著作者契約法) により、実演家は、著作者と同様に契約的弱者と位置づけられ、著作者の利用権に関する諸規定が実演家にも準用されることにより、契約法の観点から契約上の地位の強化が図られた (実演家契約法: Künstlervertragsrecht)⁽⁶⁵⁾。さらに、デジタル・ネットワーク時代における著作者および実演家等の権利保護の枠組みを提示した 1996 年の WIPO 著作権条約および WIPO 実演・レコード条約を踏まえて、2001 年に EU 情報社会指令が採択される⁽⁶⁶⁾。ドイツ著作権法における実演家の権利は、この EU 情報社会指令にもとづく 2003 年の第 1 次著

作権法改正 (Erster Korb)⁽⁶⁷⁾ において大きく改正され、権利保護が強化されることとなる⁽⁶⁸⁾。

2007年の第2次情報社会における著作権規定に関する法律 (Zweiter Korb)⁽⁶⁹⁾ において、著作者の権利の制限規定、とりわけ私的使用のための複製に関する新しい規定が、実演家についても準用されることとなった (UrhG 83条による著作者の権利の制限規定の準用)。そのほか、未知の利用方法に関する利用権の移転の無効を規定していたUrhG 31条4項の規定が削除された代わりに、新たにUrhG 31a条およびUrhG 32c条が設けられ、一定の条件を充たすことでこの利用権の移転に関する契約が認められることとなった⁽⁷⁰⁾。従来、このUrhG 31条4項の規定は、実演家には適用されていなかったが、とくに実演家について考慮する必要がないにもかかわらず、これらUrhG 31a条およびUrhG 32c条の規定は、準用除外のままとされている (UrhG 79条2項2文)⁽⁷¹⁾。

(b) 実演家の権利の移転の推定

前述したように、デジタル情報社会の到来に対応するために、実演家の権利保護の強化を目的として行なわれた法改正に合わせて、映画製作に参加する実演家の契約関係に関する規定が整備されることとなる (UrhG 77条、78条参照)。実演家との契約における映画製作者への権利の移転を推定する規定 (UrhG 92条) は、2003年の第1次著作権法改正 (Erster Korb) において大幅に修正された⁽⁷²⁾。しかし、その趣旨は現行法制制定当初から一貫し、先行著作物の著作者および映画の著作物の著作者との契約関係について規定するUrhG 88条および89条の場合と同様に、映画の著作物の利用の円滑化を図るために、映画の著作物に関する実演家の権利を映画製作者に移転することを推定するものである。実演家の権利保護強化のために、著作者の権利との関係において権利の平準化が行なわれるとともに、それに合わせて映画製作者への権利の集中が図られている。

1965年現行法制制定以来、実演家の財産的利用権が同意権として構成さ

れていたにすぎなかったこととの関係において、実演家が映画の製作に参加する場合、またはその実演の利用を許諾した場合には、映画の著作物の製作における実演の利用にあたっては、あらゆる場合において実演家の同意を必要とするのが原則であった。その後1995年著作権法改正において、映画製作への実演家の参加に関する映画製作者との契約が必要とされることとなる。これは、映画参加契約における実演家の有償貸与権の映画製作者への譲渡の推定を規定した1992年のEC貸与権指令2条5項を踏まえた規定である⁽⁷³⁾。

そして、2003年の著作権法改正による現行規定においては、実演家が、映画製作者との間で映画参加契約を締結する場合、疑いがあるときは、当該映画の著作物の利用について、実演家が有している収録（固定）権（UrhG 77条1項）、複製権および頒布権（UrhG 77条2項）、公衆への利用可能化権（UrhG 78条1項1号）、放送権（UrhG 78条1項2号）は、映画製作者に移転するとする推定規定がおかれることとなった（UrhG 92条1項）。

UrhG 92条（1995年および2003年改正法）によって要求されている実演家と映画製作者の間の契約においては、契約書の書式の作成は契約成立の要件とはなっていない。その場合の契約は、書面または口頭によって⁽⁷⁴⁾、さらには黙示の合意によっても成立するものと解されている⁽⁷⁵⁾。

実演家は、UrhG 92条1項に規定されている収録権、複製権および頒布権等の権利を、事前に他人に譲渡または移転していた場合であっても、当該映画の著作物の利用について、映画製作者に譲渡または移転する権限は、実演家に留保されているものとされる（UrhG 92条2項）。1965年法では、実演家にはそれらの権利は帰属していないと構成されていたために、他人に譲渡または移転するということは想定されていなかったが、1995年改正法以降、前述したように、映画参加に関する実演家の契約上の地位が強化され、実演の固定および利用に関する実演家の財産的利用権の性質が劇的に改善されたことを受けて、映画の著作物の利用の円滑化を

目的として、実演家の権利と映画製作者の権利のバランスが図られることとなる⁽⁷⁶⁾。これは、映画製作者との契約関係において、映画の著作物の著作者が、その利用権を事前に第三者に移転した場合であっても、映画製作者に移転する権限が映画の著作物の著作者に留保されると規定するUrhG 89条2項の規定とその趣旨を同じくするものである⁽⁷⁷⁾。

立法者意思として、映画製作者は、映画の著作物の著作者に対してよりも、実演家に対して不利な立場にあるべきではないことが想定されている⁽⁷⁸⁾。映画の著作物に含まれる実演の表現を利用するうえで、実演家による第三者への権利の事前処分は、映画製作者の法的地位を妨げるものであってはならず、そのかぎりにおいて、実演家は、映画製作者にその権利を譲渡する権限を留保するものである。この権限は、映画製作者への譲渡の場合に限定して留保される権限であり、それ以外の者に対する譲渡の場合には留保されない⁽⁷⁹⁾。ただしその場合、実演家は、最初に権利を譲渡していた者に対し、損害賠償義務を負うこととなる⁽⁸⁰⁾。

2003年の第1次著作権法改正により、実演家の法的地位は著作者のそれと平準化され、著作者の利用権に関する規定が実演家に準用されることとなっているが(UrhG 79条2項)、映画製作者への権利集中の観点から、本来著作者に認められている利用権の行使が制限を受けるのと同様に、実演家の映画参加契約によって映画製作者への移転が推定される権利についても、著作者の利用権の制限に関するUrhG 90条の規定が準用されることになっている(UrhG 92条3項)。すなわち、実演家に準用される利用権の譲渡および承継的移転(UrhG 34条、35条)、不行使または信条の変化による撤回権(UrhG 41条、42条)、および著作者契約法の諸規定(UrhG 79条2項2文参照)は適用されない。実演家のこれらの権利は、映画の著作物の著作者の場合と同様の制限を受けることとなる。映画製作者による映画の著作物の利用の円滑化を図ることが目的である⁽⁸¹⁾。

3. 映画製作者の著作隣接権

これまで述べてきたように、映画の円滑な利用を促進することを目的として、映画製作者（Filmhersteller）は、映画の先行著作物の著作者との間の契約、映画の著作物の著作者との間の契約、および映画に参加する実演家との間の契約において、一定の権利の移転を受けるものと推定されることになっているが、それに加えて、映画製作者の法的地位を強化する観点から、映画製作者には「映画」の創作により生じる独自の給付保護権（Leistungsschutzrecht）が付与される（UrhG 94 条：映画製作者の保護）⁽⁸²⁾。これは、映画の創作により、映画製作者に固有の著作隣接権を認めるものであり、映画の利用権に関する重要な規定であると位置づけられている⁽⁸³⁾。この給付保護権は、映画（記録）媒体への最初の固定による、映画製作者の組織的、技術的および経済的給付を評価するものである。アマチュアによる自主製作映画のような場合、映画製作者は自然人ということになるが、ここでは創作的寄与が保護されるのではなく、組織的、経済的給付が保護されるのであり、その場合は法人が映画製作者ということになる⁽⁸⁴⁾。映画の製作および利用に関する権限を映画製作者に集中させることを目的とした UrhG 88 以下の他の規定と同様の趣旨により、映画製作者は、映画の著作物を収録した録音物または録画録音物について複製権、頒布権、上映権、放送権、利用可能化権および翻案権を有し、さらに、当該録音物または録画録音物のいかなる改変または切除、これにより正当な利益を侵害する行為を禁止する権利を有するものとされる（UrhG 94 条 1 項）。

この給付保護権は、映画の著作物性の有無は問題とはならない。すなわち、UrhG 94 条により映画製作者に付与される保護権は、映画の著作物に限定されるものではなく、記録媒体に固定された映像に著作物性が認められない場合であっても、その映像の映画製作者に固有の給付保護権が付

与されることになっている⁽⁸⁵⁾。映画製作者が主体となるこの著作隣接権は、映画製作者に固有の権利であり、契約や法律の規定によって、映画の著作物の著作者や先行著作物の著作者から移転される権利とは異なる。また、この権利は、原則として著作権法上の利用権とは関係なく発生する権利であり⁽⁸⁶⁾、映画製作者が、映画の著作物の著作者および映画に参加している実演家から排他的利用権または単純利用権を取得しているかどうかは重要ではなく、そのかぎりにおいて、この給付保護権は、映画の著作物の著作者に生じる著作者の権利の譲渡を構成するものでもない。したがって、これらの権利は UrhG 88 条以下の規定により、契約によってのみ移転することが可能である。映画の著作物の著作者に固有の著作者の権利は、創作的な映画製作の場合にのみ映画製作者に付与される⁽⁸⁷⁾。

映画製作者に固有の給付保護権を付与している UrhG 94 条の目的は、UrhG 88 条以下の「映画の著作物に関する特別規定」の趣旨と同様に、映画製作者の法的地位を強化することにある。立法者は、著作者および実演家の権利の映画製作者への移転に関する規定 (UrhG 88 条、89 条、92 条) に加えて、著作者および実演家の契約法上の権限の排除 (UrhG 92 条 3 項)、およびそれらの者の人格権の制限 (UrhG 93 条) について規定している。UrhG 88 条～93 条の共通のメルクマールは、映画製作者の契約の相手方としての著作者および著作隣接権者に対する法的地位の優位性である。それに対して、UrhG 94 条は映画製作者の固有の著作隣接権について規定しており、それは UrhG 88 条、89 条および 92 条における契約により移転する権利ではなく、映画製作者に帰属する独自の権利であり、映画製作者による組織的 (organisatorisch) および経済的 (Wirtschaftlich) 給付に対する見返りとなるものであると解されている⁽⁸⁸⁾。

UrhG 94 条に規定されている映画製作者の保護権は、レコード製作者 (UrhG 85 条、86 条)、放送事業者 (UrhG 87 条) およびデータベース製作者 (UrhG 87 a 条以下) の著作隣接権と類似の関係にあり、とりわけ UrhG 94 条は、レコード製作者の保護権に近い構成であるといえるが、

両者の権利の歴史的な発展は多くの点で異なっている⁽⁸⁹⁾。

映画製作者に帰属する著作隣接権の保護対象は、映画の著作物が収録（固定）されている録画物または録音録画物である。映画の著作物は、記録媒体に固定されていなければならない、繰り返し利用可能でなければならない。テレビの生放送は、記録媒体に固定されているわけではないので、UrhG 94 条の給付保護権ではなく、放送事業者の給付保護権の対象となる⁽⁹⁰⁾。

この著作隣接権の具体的な内容として、映画製作者は、著作作者の財産的利用権（Verwertungsrecht）と同様に、その給付保護権を構成する排他的権利として、複製権（UrhG 16 条）、頒布権（UrhG 17 条）、上映権（UrhG 19 条 4 項）、放送権（UrhG 20 条）、および利用可能化権（UrhG 19 a 条）⁽⁹¹⁾を有するものとされる⁽⁹²⁾（UrhG 94 条 1 項）。

また、映画製作者は、映画の録画物および録音録画物の改変（Entstelung）、切除（Kürzung）、および、これにより映画製作者の正当な利益を侵害する行為を禁止する権利を有する（UrhG 94 条 1 項 2 文）。ただし、これは映画製作者の人格的利益を保護するものではなく、経済的利益を保護するものである。映画の改変や切除は、映画の経済的利用を妨げ、あるいは、一般的に映画製作者の給付に対する評価を低下させるからである⁽⁹³⁾。その意味において、レコード製作者、放送事業者およびデータベース製作者の著作隣接権とは異なっている。また、人格権を保護する趣旨で、映画製作者だけではなく、「著しい（gröblich）」改変および妨害に限定することで、映画を利用する第三者に対しても映画の改変を禁止している UrhG 93 条の規定とは異なり、映画製作者にはあらゆる改変および切除を禁止する権限が認められている。

さらに、映画製作者の著作隣接権は、純粋な財産的利用権として譲渡することが可能であり、また、利用権（Nutzungsrecht）を移転することも可能である⁽⁹⁴⁾（UrhG 94 条 2 項）。2003 年 9 月 10 日の著作権法改正により⁽⁹⁵⁾、UrhG 31 条の利用権の移転に関する規定にもとづいて権利を移転

することが明文上可能となった。映画製作者は、留保されているあらゆる利用方法において、録画物または録画録音物を利用する権利を他人に移転することができる。そして、2007年の著作権法改正により⁽⁹⁶⁾、未知の利用方法に関する権利の移転を無効であると規定していた UrhG 31 条 4 項が削除されるまで、未知の利用方法に関する作者の利用権の移転は無効であるとされていたが、映画製作者の利用権の移転は以前から可能であるとされていた⁽⁹⁷⁾。

映画製作者の著作隣接権の保護期間は、実演家、レコード製作者の著作隣接権の場合と同様に (UrhG 82 条、85 条 2 項参照)、原則として、録画物または録画録音物の発行後 50 年で消滅する。録画物または録画録音物がこの期間内に発行されないか、公の再生のために許容される方法で利用されない場合は、製作後 50 年で消滅する (UrhG 94 条 3 項)。これは、EU 保護期間指令にもとづく 1995 年の改正著作権法 3 条 2 項の規定により改正された規定である。1995 年 6 月 30 日まで、映画製作者の著作隣接権の保護期間は、映画の発行後 25 年であった。

むすびにかえて

情報技術の高度化にともない、映画や音楽などのデジタル・コンテンツの配信および利用に関する契約システムが普及、拡充している欧州においては、EU 情報社会指令等において比較的早い時期から、作者の権利保護に関する法的な枠組みが整備されてきた。本稿で概観したように、ドイツ著作権法においては、映画の製作に際して映画製作者が作者や実演家との間で締結する契約において、権利移転の推定理論を採用することによって、映画の製作および利用に関するあらゆる権限を映画製作者に集中させている。これは、前述したように、多数の製作スタッフの関与と多額のコストを費やして製作される映画について、複雑になりがちな権利関係を簡明化することで、利用の円滑化を図り、投下資本の回収を容易にする

ことが目的であるとされる。しかし、このような法制度において映画製作者の財産的利益を確保することは、あくまで手段であって目的ではなく、最終的には映画製作者への権利の集中によって得られた利益を、映画の著作物の創造者である著作者や実演家に還元することが目的であると理解されている。

アナログ時代の映画がデジタル化される場合、従来の法制度においても著作権者である映画製作者の財産的利益は保護されていたといえるが、創造者保護の観点から、EU 情報社会指令にもとづく法改正や著作権契約法により、映画製作に創作的に寄与する著作者および映画に参加する実演家の財産的利益の保護に焦点が置かれ始めている。具体的には、未知の利用方法に関する契約規定の改正 (UrhG 31 a 条) や、著作権契約において生じる利益の著しい不均衡を是正するための利益再配分の規定 (公平条項: Fairness-Paragraf) の導入によって、「創造者」である著作者および実演家の権利保護が強化されている。

本稿で論述したように、EU 指令およびドイツ著作権法が採用しているような、著作権者としての映画製作者への権利の集中化によって、また、わが国で広く利用されている製作委員会方式はリスクを分散させ、映画製作費用の出資を促進させることによって、映画業界は大きく発展してきた。映画に関する保護法制や映画の製作実態は、世界各国において一様ではなく、映画は、それぞれの国、それぞれの時代のなかで、映画製作に関する技術的な進歩に合わせて進化を遂げ、文化として、産業として発展してきたものである。著作権法における映画の著作物の保護は、これまでのような形式的、平面的な保護にとどまるのではなく、映画の製作に創造的に寄与する著作者および実演家の保護を含めた文化的あるいは芸術的側面をも考慮に入れた総合的な保護のあり方が模索されるべきであると考えられる。

- (1) ドイツ著作権法における「映画」および「映画の著作物」の概念については、拙稿・三浦正広「ドイツ著作権法における映画の著作物の保護——著作権者契約法を契機として——」渋谷達紀教授追悼記念論文集『知的財産法研究の輪』561-574頁所収（発明推進協会、2016年）参照。
- (2) Rehbinder/Peukert, Urheberrecht, 17. Aufl., 2014, S.98 ff.; Wandtke, Urheberrecht, 5. Aufl., 2016, S. 88 ff.; Schack, Urheber- und Urhebervertragsrecht, 7. Aufl., 2016, Rdnr. 241 ff.; Schricker/Loewenheim, Urheberrecht, 4. Aufl., 2010, Vor §§ 88 ff. Rdnr. 20 ff.; Fromm/Nordemann, Urheberrecht, 11. Aufl., 2014, Vor §§ 88 ff. Rdnr. 8 ff.; Wandtke/Bullinger, Praxiskommentar zum Urheberrecht, 4. Aufl., 2014, Vor §§ 88 ff. Rdnr. 55.
- (3) RegE UrhG -BT-Drucks, IV/270, S. 98, Loewenheim UFITA 126 [1994], 99, 110; Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2), Vor §§ 88 ff. Rdnr. 1; Poll GRUR Int. 2003, 290, 291; Dreier/Schulze, Urheberrechtsgesetz, 5. Aufl., 2015, Vor § 88 Rdnr. 1.
- (4) AmtlBegr. BT-Drucks. , IV/270 S. 35 f., 98 ff.; Ulmer, Urheber- und Verlagsrecht, 3. Aufl., 1980, S. 203; Rehbinder/Peukert, a.a.O., (Fn. 2), S. 101; Schack, a.a.O., (Fn. 2), S. 542 ff. ; Dreier/Schulze , a.a.O., (Fn. 3), Vor § 88 Rdnr. 1.
- (5) Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), Vor §§ 88 ff. Rdnr. 1.
- (6) Schack, a.a.O., (Fn. 2), Rdnr. 614 f., 1104 f.; Wandtke, a.a.O., (Fn. 2), S. 198 ff. ; Schricker/ Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 31 Rdnr. 64 ff; Genthe, Der Umfang der Zweckübertragungstheorie im Urheberrecht, 1981; Schwyer, Die Zweckübertragungstheorie im Urheberrecht, 1982; Liebrecht, Die Zweckübertragungstheorie im ausländischen Urheberrecht, 1983.
- (7) Goldbaum, Urheberrecht und Urhebervertragsrecht, 1927, S. 75 ff. 目的譲渡論は、著作者の財産的利益の保護を図ることを目的とするものであり、著作権者契約法の思想を具体化する理論として位置づけられる。
- (8) わが国の著作権法 29 条の趣旨は、ドイツ法と同様に、映画の著作物の特性を踏まえて、市場における円滑な流通を図ることを目的とするものであるとされる（加戸守行『著作権法逐条講義（六訂新版）』220-223頁（著作権情報センター、2014年））。しかし実務上は、定義規定があるとはいえ個々の映画について著作権法上の映画製作者が具体的に特定されるわけではない。
- (9) Schwarz/Hansen, Der Produzent als (Mit-) Filmurheber, GRUR 2011, 109, 116 (Plädoyer) ; Schack, a.a.O., (Fn. 2), Rdnr. 331 ff.

- (10) BT-Drucks, IV/270, S. 98, 100 ff.
- (11) ドイツ著作権法における「映画の著作物の著作者」および「映画製作者」の概念については、拙稿・前掲註(1) 567頁以下参照。
- (12) Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), Vor §§ 88 ff. Rdnr. 5.
- (13) OLG Bremen OLGR Bremen 2009, 105 ff. Rdnr. 59 -Dokumentarfilm Die Stimme; Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), Vor §§ 88 ff. Rdnr. 31.
- (14) Gesetz zur Stärkung der vertraglichen Stellung von Urhebern und ausübenden Künstlern vom 22. März 2002 (BGBl. I S. 1155).
- (15) 「情報社会における著作権および関連権の一定の側面のハーモナイゼーションに関する 2001 年 5 月 22 日指令 (Richtlinie zum Urheberrecht und der verwandten Schutzrechte in der Informationsgesellschaft vom 22. Mai 2001 (ABl. L 167, S.10).
- (16) Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft vom 26. 10. 2007 (BGBl. I S. 2513).
- (17) Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2), § 88 Rdnr. 1.
- (18) UrhG 132 条 3 項 1 文の規定にしたがい、1966 年 1 月 1 日から 2002 年 6 月 30 日までの間に締結された契約については、この旧 88 条の規定が適用される。
- (19) Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2) § 88 Rdnr. 12.
- (20) Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2) § 88 Rdnr. 14.
- (21) BGH GRUR 1974, 786, 788 - Kassettenfilm; BGH GRUR 1977, 42, 45 f. - Schmalfilmrechte; BGH GRUR 1960, 197, 198 - Keine Ferien für den lieben Gott; OLG München ZUM-RD 1998, 101 - Auf und davon; Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2) § 88 Rdnr. 15.
- (22) Gesetz zur Stärkung der vertraglichen Stellung von Urhebern und ausübenden Künstlern vom 22. März 2002 (BGBl. I S. 1155).
- (23) 著作者契約法については、拙稿・三浦正広「著作者契約法の理論——契約法理論による著作者の保護——」コピーライト 622 号 22-51 頁、623 号 48-63 頁、2013 年) 参照。
- (24) 2002 年の著作者契約法にもとづく改正著作権法は、2002 年 7 月 1 日から 2007 年 12 月 31 日の間に締結された契約について適用される (UrhG 132 条 3 項 1 文)。
- (25) Vgl. RGZ 118, 285; 123, 312; Reimer, Vetrgasfreiheit im Urheberrecht, 1977, S. 6.
- (26) EU 域内における映画の流通を促進する意味から、映画の著作権に関するハーモナイゼーションが主張されている。EU 指令における映画の著作

- 者について、Poll, GRUR Int. 2003, 290, 292 f.; Ulmer, a.a.O., (Fn. 4), S.157; Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2), Vor §§ 88 ff. Rdnr. 20; Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), Vor §§ 88 ff., Rdnr. 65, 72.
- (27) Nordemann, GRUR 2003, 947 ff; Schwarz, ZUM 2003, 733 ff; Castendyk/Kirchherr, ZUM 2003, 751 ff.
- (28) Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung der vertraglichen Stellung von Urhebern und ausübenden Künstlern (22. Mai 2000), GRUR 2000, 765.
- (29) Richtlinie zum Urheberrecht und der verwandten Schutzrechte in der Informationsgesellschaft vom 22. Mai 2001 (ABl. L 167, S.10).
- (30) Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft vom 26. 10. 2007 (BGBl. I S. 2513). 2007年改正法は、2008年1月1日以降に締結される契約に適用されている。
- (31) 未知の利用方法に関する契約については、前掲註(23)・拙稿「コピライト」622号22頁、46-47頁参照。
- (32) Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft vom 26. 10. 2007 (BGBl. I S. 2513).
- (33) さらに、著作者は、契約の相手方または利用権の譲渡を受けた第三者に対して、当初の相当報酬請求権とは別個の報酬請求を有するものと規定された(UrhG 31 c 条)。相当報酬請求権は、UrhG 32 条によりすでに認められているところであるが、この未知の利用方法に関する契約においては、利用者が、未知の利用方法を実現することによって得られる利益に対して、著作者は、別個の相当報酬請求権を有するとすることで、とりあえずは著作者保護の手当てがなされたといえる。
- (34) UrhG 31 a 条 未知の利用方法に関する契約
- (1) 著作者が未知の利用方法に関する権利を移転し、または、それにより義務を負う契約は、書面の形式を必要とする。この書面の形式は、著作者が単純利用権を無償で移転する場合は必要ではない。その場合、著作者はこの権利移転または義務を取り消すことができる。取消権は、相手方が、著作物の新たな利用方法の採用意図に関する通知を、最後に知られた著作者の住所に送信した後、3 か月を経過した後に消滅する。
 - (2) 取消権は、新たな利用方法が周知された後、当事者が、第 32 c 条第 1 項にもとづく報酬に同意したときに消滅する。取消権は、当事者が共通報酬規定にもとづく報酬に同意したときにも消滅する。取消権は、著作者の死亡により消滅する。
 - (3) 複数の著作物または寄稿著作物が、新たな利用方法においては、それ全体の利用でなければ適切な方法による利用がなしえないものとして統

合されているときは、著作者は、信義誠実に反して、取消権を行使することはできない。

(4) 第1項ないし第3項の権利を事前に放棄することはできない。

(35) UrhG 1371条 新たな利用方法に関する経過規定

(1) 著作者が、1966年1月1日から2008年1月1日までの間に、排他的および地域的・時間的制限なしに、すべての実質的利用権を他人に移転した場合、著作者が他人の利用に対して異議を申し立てないかぎり、契約締結の時点における未知の利用権も同様に移転されたものとみなす。異議申し立ては、2008年1月1日の時点ですでに知られている利用方法について、1年以内に行なうことができる。そのほか、この異議申し立て権は、その者が新しい著作物の利用方法の受け入れ予定に関する通知を著作者の最後の住所に送付した後3か月経過後に消滅する。第1文ないし第3文は、著作者がすでに第三者に移転し、その間に既知となった利用権には適用しない。

(2) 他人が、もともと移転を受けていたすべての利用権を第三者に譲渡する場合、第三者について第1項が準用される。著作者が、本来の契約の相手方に異議を申し立てたときは、契約の相手方に、遅滞なく第三者に関するすべての必要な回答をしなければならない。

(3) 第1項および第2項にもとづく異議申し立て権は、当事者が、その間に既知となった利用方法について明示の取り決めを行なったときは消滅する。

(4) 複数の著作物または著作物の部分（寄与分）が、著作物または著作物の部分の全体的な利用に限定して、新たな利用方法により相当な方法で利用される全体として1つにまとめられる場合、著作者は、信義誠実に反して、異議申し立て権を行使することはできない。

(5) 著作者は、他人が、契約締結時にまだ知られていなかった、第1項にもとづく著作物の新たな利用方法を行なうときは、別個の相当報酬請求権を有する。第32条第2項および第4項が準用される。この請求権は、権利管理団体によってのみ行使することができる。契約の相手方が利用権を第三者に譲渡したときは、第三者は、著作物の新たな利用方法を行なうことにより、報酬について責任を負う。

※ 1371条：2008年1月1日施行（2007年10月26日法、BGBl I S. 2513）

(36) 元来、未知の利用方法による利用権の移転を無効としていたUrhG 31条4項の旧規定は、あくまで著作者保護を目的とするものであったが、まさに日進月歩といえる情報技術や複製技術の発展とともに著作物の利用形態が多様化するようになると、契約時において未知であった利用方法でも、近い将

来において未知ではなくなる可能性が高くなる。その場合、将来において実現可能性が高い新たな利用方法が、契約条項のなかに含まれず、著作物の有効な利用がなされないとすると、それは著作者に経済的不利益をもたらすことになり、著作者保護の観点からも好ましくないという理由によるものである。

- (37) Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2), § 88 Rdnr. 4.
- (38) Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 3.
- (39) UrhG 89 条 1 項、2 項、91 条、92 条 1 項、2 項、93 条 2 文および 94 条 1 項。
- (40) Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 4.
- (41) Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 18.
- (42) Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 7.
- (43) Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 19; Dreier/Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 89 Rdnr. 2.
- (44) Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 4; Dreier/Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 89 Rdnr. 2.
- (45) BGH GRUR 1969, 364, 366 -Fernsehauswertung; Fromm/Nordemann, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 4.
- (46) Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 4.
- (47) ドイツ法における映画の著作物の著作者について、拙稿・前掲註(1) 567 頁参照。
- (48) UrhG 65 条 2 項「映画の著作物および映画の著作物に類似する著作物について、著作者の権利は、主たる監督、脚本の著作者、台本の著作者および映画音楽の作曲家のうち、もっとも長く生存した者の死後 70 年で消滅する」。Art. 2 Abs. 2 der Richtlinie 93/98/EWG des Rates zur Harmonisierung der Schutzdauer des Urheberrechts und bestimmter verwandter Schutzrechte vom 29. 10. 1993; Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 65 Rdnr. 4.
- (49) § 158 Abs. 2 BGB; Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 28; Dreier/Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 89 Rdnr. 36.
- (50) Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 29; Dreier/Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 89 Rdnr. 36.
- (51) Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 22; Dreier/Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 89 Rdnr. 36.
- (52) ドイツ著作権法における「実演家」とは、「著作物もしくは民俗芸能の表現を上演し、歌唱し、演奏し、もしくはその他の方法で表現する者、またはその表現に芸術的に関与する者」と定義づけられている (UrhG 73 条)。

- (53) 拙稿・三浦正広「実演家契約法における実演家の保護——著作者と実演家の権利の平準化に向けて——」日本芸能実演家団体協議会実演家著作隣接権センター編『実演家概論——権利の発展と未来への道——』223-261頁所収（勁草書房、2013年）参照。
- (54) 1990年の著作権法改正により、実演家の財産的利用権の保護期間は、録音物または録画物の発行後25年から50年に延長された（UrhG 82条）。Gesetz zur Stärkung des Schutzes des geistigen Eigentums und zur Bekämpfung der Produktpiraterie vom 7. März 1990 (BGBl. I S. 422).
- (55) 1992年のEC貸与権指令2条1項にもとづき、1995年の著作権法改正において、実演家の頒布権（Verbreitungsrecht）が導入された（UrhG 77条2項）。Die Vermiet- und Verleihrichtlinie: Richtlinie 92/100/EWG des Rats vom 19. 11. 1992.
- (56) 公衆への利用可能化権は、著作者の権利と同様に、EU情報社会指令3条2項、およびWIPO実演・レコード条約（WPPT）10条の規定を受けて、第1次著作権法改正により設けられた規定である。これらの条約に規定されている公衆への利用可能化権は、すでに固定されている実演に限定して適用することを規定したものであるが、UrhG 78条1項に規定された公衆への利用可能化権は、WPPT 6条を根拠として、いまだ固定されていない実演、すなわち、生実演が利用可能化される場合についても適用されることとなっている。Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 78 Rdnr. 4; Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 78 Rdnr. 3.
- (57) 放送権の対象となる実演は、生実演、放送事業者によって一時的に複製された実演、実演家の同意なしに収録された実演、あるいは、収録について実演家の同意はあるが、その提供について同意がない実演である。
- (58) 実演家は、UrhG 77条および78条で規定されている排他的権利および相当報酬請求権を譲渡（übertragen）することができる（UrhG 79条1項）、自らに留保されている個々またはすべての利用方法により実演を利用する権利を第三者に移転（einräumen）することができる（UrhG 79条2項1文）。そして、著作者の利用権（Nutzungsrecht）に関する規定（UrhG 31条、32条～32b条、33条～42条、43条）が準用される（UrhG 79条2項2文）。
- (59) 「収録権（Aufnahmerecht）」の「収録（aufnahmen）」は、実演を最初に録画または録音することを意味し、それらによる複製（増製）は含まれない。条約の訳語では「固定権」の語が用いられている。
- (60) 1965年現行著作権法制定当初は、「実演家の実演は、その同意がある場合にかぎり、録画物または録音物に収録することができる。録画物または録音

物は、その同意がある場合にかぎり、複製することができる」と規定されていた (UrhG 75 条:1965 年法)。

- (61) Drittes Gesetz zur Änderung des Urheberrechtsgesetz vom 23. 6. 1995 (BGBl. I S. 842).
- (62) 複製権および頒布権について、「実演家は、録画物または録音物を複製および頒布する排他的権利を有する」と改正された (UrhG 75 条 2 項:1995 年法)。Drittes Gesetz zur Änderung des Urheberrechtsgesetz vom 23. 6. 1995 (BGBl. I S. 842).
- (63) Vgl. Dreyer/Kotthof/Meckel, Urheberrecht, 3. Aufl., 2013, § 73 Rdnr. 9.
- (64) Gesetz zur Stärkung der vertraglichen Stellung von Urhebern und ausübenden Künstlern vom 22. 3. 2002 (BGBl. I S. 1155).
- (65) Vgl. Dreyer/Kotthof/Meckel, a.a.O., (Fn. 63), § 73 Rdnr. 11.
- (66) Richtlinie zum Urheberrecht und der verwandten Schutzrechte in der Informationsgesellschaft vom 22. 5. 2001 (ABl. L 167, S.10).
- (67) Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft vom 10. 9. 2003 (BGBl. I S. 1774).
- (68) 関連条文の体系的な整理が行なわれるとともに、UrhG 74 条における実演家の氏名表示権の導入 (WPPT 5 条 1 項)、UrhG 76 条における実演家人格権の保護期間 (WPPT 5 条 2 項)、UrhG 78 条 2 項 3 号における利用可能化された実演の再生による公衆への知覚可能化に関する文言の追加、さらに、UrhG 78 条 1 項 1 号における実演家の公衆への利用可能化権が導入されている。Vgl. Dietz, Die EU Richtlinie zum Urheberrecht und zu den Leistungsschutzrechte in der Informationsgesellschaft, ZUM 1998, 438; Dunnwald, Die Neufassung des Künstlerischen Leistungsschutzes, ZUM 2004, 161; Flechsig, EU-Harmonisierung des Urheberrechts und der verwandten Schutzrechte in der Informationsgesellschaft, ZUM 1998, 139; Dreyer/Kotthof/Meckel, a.a.O., (Fn. 63), § 73 Rdnr. 12.
- (69) Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft vom 26. 10. 2007 (BGBl. I S. 2513).
- (70) 著作権保護の観点から、未知の利用方法に関する利用権の移転は無効とされていたが (UrhG 31 条 4 項)、この規定は、EU 情報社会指令にもとづく 2007 年の第 2 次著作権法改正 (Zweiter Korb) により削除されることになる。その代わりに、新たな規定が設けられ、未知の利用方法に関する契約については、契約書面の作成を要件とし、著作者にその取消権を認めることによって容認されることとなった (UrhG 31 a 条および 32 c 条)。
- (71) Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), Vor §§ 73 ff. Rdnr. 6 a.

- (72) UrhG 92 条改正の変遷
 UrhG 92 条 (1965 年法)
 実演家は、映画の著作物の製作に参加し、または、映画の著作物の製作のためにその実演が許諾を得て利用される場合、映画の著作物の利用について、第 75 条第 2 文、第 76 条および第 77 条の権利は当該実演家に帰属しない。
 UhG 92 条 (1995 年改正)
- (1) 実演家が、映画製作者との間で映画の著作物の製作への参加に関する契約を締結する場合、疑わしいときは、映画の著作物の利用について、第 75 条第 1 項、第 2 項および第 76 条第 1 項の権利の譲渡を含むものとする。
- (2) 実演家が前項の権利を第三者に譲渡していた場合でも、実演家は、映画の著作物に利用について、その権利を映画製作者に譲渡する権限を留保する。
- (73) Art. 2 Abs. 5 der EG-Richtlinie 92/100 EWG zum Vermiet- und Verleihrecht vom 19. 11. 1992.
- (74) Reinbothe/ v. Lewinski, The EC Directive on Rental and Lending Rights and on Piracy, 1993, S. 57; Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 92 Rdnr. 7.
- (75) Reinbothe/ v. Lewinski, a.a.O., (Fn. 74), S. 58.
- (76) BT-Drucks 15/ 38, S. 25; UrhG 79 条 1 項、2 項参照。
- (77) Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 92 Rdnr. 20.
- (78) Vgl. BR-Drucks 876/ 94, UFITA 129/ 1995, 130, 157.
- (79) Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 92 Rdnr. 21.
- (80) Vgl. Schricker/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 89 Rdnr. 22; Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 92 Rdnr. 23.
- (81) Vgl. BT-Drucks 15/ 38, S. 25.
- (82) この「給付保護権」は、著作隣接権の本質的要素であると理解されており、ドイツ法における重要な概念を構成している。現行制度では、映画製作者 (UrhG 88 条～94 条) のほか、実演家 (UrhG 73 条～83 条)、レコード製作者 (UrhG 85 条、86 条) および放送事業者 (UrhG 87 条) だけではなく、著作物性のない学術的出版物の発行者 (UrhG 70 条)、著作権消滅後にその学術的な成果をもたらした遺作著作物の作成者 (UrhG 71 条)、著作物性が認められない写真の製作者 (UrhG 72 条)、およびデータベースの製作者 (UrhG 87 a 条～87 e 条) が著作隣接権によって保護されている。これらに加えて、近年のデジタル化に対応するために、情報社会における第 3 次著

- 作権法改正 (Dritter Korb) において、新聞社 (Presseverleger) の給付保護権が新たに認められた (UrhG 87 f 条)。Paal, Suchmaschinen, Presseverleger und Leistungsschutz, in Festschrift Bornkam, 2014, S. 921-935; Peifer, GRUR-Prax, 2013, 967-976; F. Rieger, Ein Leistungsschutzrecht für Presseverleger, 2013; Stieper, ZUM 2013, 10-18; Wandtke, ZUM 2014, 847-853; Schack, a.a.O., (Fn. 2) Rdnr. 718 ff; 拙稿・前掲誌(1) 569 頁以下参照。
- (83) Schrickler/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 23; Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 1.
- (84) Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 94 Rdnr. 43; Schrickler/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 6.
- (85) Vgl. OLG Frankfurt a.M. ZUM 2005, 477, 481 – TV Total; Schrickler/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 4; Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 2.
- (86) BGH GRUR 1986, 742 f. – Videofilmvorführung; Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 2.
- (87) Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 88 Rdnr. 74; § 94 Rdnr. 2; Vgl. EuGH ZUM 2012, 313 - Luksan/van der Let.
- (88) Schrickler/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 1.
- (89) Schrickler/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 2.
- (90) Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 94 Rdnr. 21.
- (91) EU 情報社会指令 (2001/29/EG) 3 条 2 項 C の規定にもとづき、他の著作権隣接権の場合と同様に、映画製作者にも利用可能化に関する排他的権利が創設された (2003 年改正)。Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 94 Rdnr. 59.
- (92) Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 94 Rdnr. 32.
- (93) Schrickler/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 26; Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 62; Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 94 Rdnr. 46; Möhling/Nicolini, 2. Aufl., 2000, § 94 Rdnr. 28.
- (94) BT-Drucks 15/38, S. 26; Dreier/ Schulze, a.a.O., (Fn. 3), § 94 Rdnr. 48.
- (95) Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft vom 10. 9. 2003 (BGBl. I S. 1774).
- (96) Zweites Gesetz zur Regelung des Urheberrechts in der Informationsgesellschaft vom 26. 10. 2007 (BGBl. I S. 2513).
- (97) Schrickler/Loewenheim, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 40; Wandtke/Bullinger, a.a.O., (Fn. 2), § 94 Rdnr. 67; Schwarz, ZUM 2000, 816, 830.

〔資料〕ドイツ著作権法 第3章「映画の著作物に関する特別規定」(UrhG 88条～95条)

著作権法 UrhG vom 9. September 1965 (BGBl. I S.1273)

第3章 映画に関する特別規定

第1節 映画の著作物

第88条 映画化権

(1) 著作者が他人にその著作物の映画化を許諾する場合、疑いがあるときは、映画の著作物の製作にあたり、変更を加えず、または翻案あるいは改変して著作物を利用し、そして、その映画の著作物およびその翻訳その他映画の翻案をあらゆる利用方法で利用する排他的権利の移転が含まれる。第31a条第1項第3文、第4文および第2項ないし第4項は適用されない。

(2) 第1項による権利は、疑いがあるときは、著作物の再映画化を認めるものではない。著作者は、疑いがあるときは、契約締結の10年経過後にその著作物を映画として利用することが認められる。

第89条 映画の著作物に関する権利

(1) 映画の製作について参加する義務を負う者は、映画の著作物に関する著作者の権利を取得する場合、疑いがあるときは、映画の著作物およびその翻訳その他映画の翻案をあらゆる利用方法で利用する排他的権利を映画製作者に移転する。第31a条第1項第3文、第4文および第2項ないし第4項は適用されない。

(2) 映画の著作物の著作者が、第1項による利用権を事前に第三者に移転した場合であっても、著作者は、その権利を制限付きで、または制限なしに映画製作者に移転する権限を常に留保する。

(3) 著作者の権利は、映画の著作物の製作のために利用される小説、脚本

および映画音楽などの著作物には影響を与えない。

(4) 映画の著作物の製作の際に生じる写真の映画に関する利用について、第1項および第2項が準用される。

第90条 権利の制限

利用権の譲渡（34条）、利用権の承継的移転（35条）および不行使による撤回権（41条）、信条の変化による撤回権（42条）に関する規定は、第88条第1項および第89条第1項に規定されている権利には適用しない。第1文は、映画撮影の開始まで、映画化権に適用されない。

第91条 （削除）

第92条 実演家

(1) 実演家が、映画製作者との間で映画の著作物の製作への参加に関する契約を締結する場合、疑いがあるときは、映画の著作物の利用について、第77条第1項、第2項第1文、および第78条第1項第1号、第2号により留保されている利用方法による実演を利用する権利の移転を含むものとする。

(2) 実演家が事前に第1項に規定されている権利を譲渡し、または利用権を第三者に移転した場合であっても、実演家は、映画の著作物の利用について、その権利を映画製作者に譲渡または移転する権限を留保する。

(3) 第90条が準用される。

第93条 改変に対する保護；氏名表示

(1) 映画の著作物およびその製作に利用された著作物の著作者、および映画の著作物の製作に参加し、または映画の著作物の製作のための給付を利用する著作隣接権を有する者は、映画の著作物の製作および利用について、第14条および第75条にしたがい、著作物の著しい改変あるいは他の

不当な侵害または給付についてのみ禁止することができる。その場合、著作者らは、相互に、および映画製作者に対し、相当の配慮をしなければならない。

(2) 映画に参加した各実演家の氏名表示は、著しい費用を要する場合は、必要ではない。

第94条 映画製作者の保護

(1) 映画製作者は、映画の著作物を収録した録画物または録画録音物を複製し、頒布し、公に上映し、放送し、または公に利用可能化して利用する排他的権利を有する。さらに、映画製作者は、録画物または録画録音物のいかなる改変または切除、これにより正当な利益を侵害する行為を禁止する権利を有する。

(2) この権利は、譲渡することができる。映画製作者は、留保されている個別の、またはすべての利用方法において録画物または録画録音物を利用する権利を他者に移転することができる。第31条、第33条および第38条が準用される。

(3) この権利は、録画物または録画録音物の発行後、公の再生のために許容された利用が以前に行なわれている場合は50年で消滅し、あるいは、録画物または録画録音物がこの期間内に発行されないか、公の再生のために許容された方法で利用された場合は、製作後50年で消滅する。

(4) 第10条第1項、第20b条、第27条第2項、第3項および第1章第6節の規定が準用される。

第2節 動画

第95条 動画

第88条、第89条第4項、第90条、第93条および第94条は、映画の著作物として保護されない映像および音声映像に準用される。